

庁名 山形地方裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手合計額	予納金	備 考
		500円	110円	100円	50円	20円	10円	2円			
民事訴訟	通常訴訟	8	14		6	6	4		6000円	5000円 (郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する場合は、不要。)	左記の料金は、当事者数が2人までの額 当事者が3人以上の場合、1人増すごとに3000円分を追加 (郵便切手で納付する場合の内訳) 500円4枚、110円7枚、50円3枚、20円3枚、10円2枚
民事調停	民事調停		5			5	5		700円	1000円 (郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する場合は、不要。)	左記の料金は、当事者数が2人までの額 当事者が3人以上の場合、1人増すごとに400円分を追加 (郵便切手で納付する場合の内訳) 110円×3枚、20円×3枚、10円×3枚、合計420円分
	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)								0円	不動産1個 42万円(郵送費用、現況調査手数料、評価料、売却手数料等) マンションについては5万円を加算 不動産2個以上 1個増すごとに原則として5万円ずつ加算 ※請求債権額、物件の大きさ・種類、特別代理人選任の必要性等を踏まえ、相当額加算する場合があります。	保管金提出書等の送付用として、次のいずれかの封筒を添付してください。 ・申立人宛て返信用封筒(110円分の切手を貼付したもの) ・自社料金別納扱い封筒 ※電子納付の場合に、保管金提出書のファクシミリ送付を希望される方はお知らせください。
	担保不動産競売申立て (管内支部に申し立てる場合)	15	40		10	20	20		13000円	不動産1個 40万円(現況調査手数料、評価料、売却手数料等) マンションについては5万円を加算 不動産2個以上 1個増すごとに原則として5万円ずつ加算 ※請求債権額、物件の大きさ・種類、特別代理人選任の必要性等を踏まえ、相当額加算する場合があります。	・郵送費用は郵便切手で納付してください。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手合計額	予納金	備 考
		500円	110円	100円	50円	20円	10円	2円			
民事執行	強制競売申立て (本庁に申し立てる場合)								0円	不動産1個 42万円(郵送費用、現況調査手数料、評価料、売却手数料等) マンションについては5万円を加算 不動産2個以上 1個増すごとに原則として5万円ずつ加算 ※請求債権額、物件の大きさ・種類、特別代理人選任の必要性等を踏まえ、相当額加算する場合があります。	保管金提出書等の送付用として、次のいずれかの封筒を添付してください。 ・申立人宛て返信用封筒(110円分の切手を貼付したもの) ・自社料金別納扱い封筒 ※電子納付の場合に、保管金提出書のファクシミリ送付を希望される方はお知らせください。
	強制競売申立て (管内支部に申し立てる場合)	15	40		10	20	20		13000円	不動産1個 40万円(現況調査手数料、評価料、売却手数料等) マンションについては5万円を加算 不動産2個以上 1個増すごとに原則として5万円ずつ加算 ※請求債権額、物件の大きさ・種類、特別代理人選任の必要性等を踏まえ、相当額加算する場合があります。	・郵送費用は郵便切手で納付してください。
	債務名義に基づく債権差押え	5	10		2	8	5	5	3920円		・郵送費用は郵便切手で納付してください。 ・第三債務者が複数の場合(送達場所ごとに1人として計上)は、1人増すごとに1290円分と590円分の切手を各1組ずつ追加 ・債務者が複数の場合は、1人増すごとに1220円分の切手を1組ずつ追加
	養育費等に基づく債権差押え	5	10		2	8	5	5	3920円		・郵送費用は郵便切手で納付してください。 ・第三債務者が複数の場合(送達場所ごとに1人として計上)は、1人増すごとに1290円分と590円分の切手を各1組ずつ追加
	財産開示 (本庁に申し立てる場合)								0円	8000円(郵送費用)	保管金提出書等の送付用として、次のいずれかの封筒を添付してください。 ・申立人宛て返信用封筒(110円分の切手を貼付したもの) ・自社料金別納扱い封筒 ※電子納付の場合に、保管金提出書のファクシミリ送付を希望される方はお知らせください。
	財産開示 (管内支部に申し立てる場合)	9	15		6	5	5		6600円		・郵送費用は郵便切手で納付してください。

カテゴリー	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手合計額	予納金	備 考
		500円	110円	100円	50円	20円	10円	2円			
	情報取得 (本庁に申し立てる場合)								0円	不動産情報 1件6000円(郵送費用) 勤務先情報 1件6000円(郵送費用) (第三者が1人増えるごとに2000円ずつ加算) 預貯金情報等 1件5000円(郵送費用、第三者に対する報酬) (第三者が1人増えるごとに4000円ずつ加算)	保管金提出書等の送付用として、次のいずれかの封筒を添付してください。 ・申立人宛て返信用封筒(110円分の切手を貼付したもの) ・自社料金別納扱い封筒 ※電子納付の場合に、保管金提出書のファクシミリ送付を希望される方はお知らせください。
	情報取得 (管内支部に申し立てる場合)	5	15		5	10	10		4700円	預貯金情報等 1件2000円(第三者に対する報酬) (第三者が1人増えるごとに2000円ずつ加算)	・郵送費用は郵便切手で納付してください。 ・第三者が複数の場合は、1人増すごとに次の切手を追加 1470円分(500円×2枚、110円×2枚、50円×2枚、20円×5枚、10円×5枚)
保全	債権仮差押	7	7		7	8			4780円		・郵送費用は郵便切手で納付してください。 ・債務者が1人増すごとに次の切手を追加 1290円分(500円×2、110円×2、50円×1、20円×1) ・第三債務者が1人増すごとに次の切手を追加 1880円分(500円×3、110円×2、50円×2、20円×3)
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	5	5		7	8			3560円		・郵送費用は郵便切手で納付してください。 ・債務者が1人増すごとに、次の切手を追加 1290円分(500円×2、110円×2、50円×1、20円×1) ・法務局が1局増すごとに、次の切手を追加 980円分(500円×1、110円×1、50円×5、20円×6) ・登録免許税の額が10万円を超える場合は、5万円までごとに23円を加算した切手を追加(500万円が限度、郵便物の損害賠償)
	不動産仮処分(占有移転禁止)	4	4		6	6			2860円		・郵送費用は郵便切手で納付してください。
保護命令	保護命令	5	4	10		10	20		4340円		・郵送費用は郵便切手で納付してください。
労働審判	労働審判	4	10		4	8	4		3500円	3000円 (郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	予納金
同廃	本人申立て (司法書士関与を含む)	1500円 (民訴費用法別表第一の16項,17項ホ)	110円×(債権者数+保証人数)+10枚	1万1859円 (官報公告費用)
	代理人申立て		110円×(債権者数+保証人数)+7枚 ※裁判所の所在地域以外の代理人申立ての場合 110円×(債権者数+保証人数)+10枚	
簡易管財	個人	1500円 (民訴費用法別表第一の16項,17項ホ)	110円×(債権者数+保証人数+債務者数)+20枚	1万5499円 (官報公告費用) + 引継予納金 (事案に応じて定める)
	法人	1000円 (民訴費用法別表第一の16項)	110円×(債権者数+保証人数+債務者数)+20枚	1万4786円 (官報公告費用) + 引継予納金 (事案に応じて定める)
通常管財	個人	1500円 (民訴費用法別表第一の16項,17項ホ)	110円×(債権者数+保証人数+債務者数)+30	1万5499円 (官報公告費用) + 引継予納金 (事案に応じて定める)
	法人	1000円 (民訴費用法別表第一の16項)	110円×(債権者数+保証人数+債務者数)+30	1万4786円 (官報公告費用) + 引継予納金 (事案に応じて定める)

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	予納金
個人再生	本人申立て (司法書士関与を含む)	1万円 (民訴費用法別表第一の12項の2)	1220円×2組 110円×(再生債権者数×2)+5枚	1万3744円 (官報公告費用) + 個人再生委員報酬相当額 (事案に応じて定める)
	代理人申立て		110円×(再生債権者数×2)+5枚 ※裁判所の所在地域以外の代理人申立ての場合 110円×(再生債権者数×2)+8枚 460円×1組 10円×10枚	1万3744円 (官報公告費用)